

豊前市し尿等前処理施設整備工事
公募型プロポーザル募集要項

1. 募集要項の位置づけ

この募集要項は、豊前市（以下、「本市」という。）が計画するし尿等前処理施設整備工事（以下、「本工事」という。）を実施する民間事業者（以下、「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、これに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）を対象に交付するものであり、参加者は本書の内容を踏まえ、審査等に必要な書類を提出するものとする。

なお、本書に併せて配付する発注仕様書、優先交渉者審査基準書、様式集も本書と一体の資料とみなし、「審査説明書類」と定義する。

2. 事業概要

(1) 工事名

豊前市し尿等前処理施設整備工事

(2) 発注者

豊前市

(3) 工事場所

福岡県豊前市大字八屋 322 番地 21 及び八屋 322 番地 46

(4) 工事概要

①処理能力 70k1 /日（し尿 38.8k1/日、浄化槽汚泥 31.2k1/日）

②処理方式 前処理＋希釈＋下水道放流

(5) 工期

契約日の翌日から平成 31 年 11 月末日までとし、本工期内には、実施設計及び試運転に必要な期間を含む。

(6) 発注方式

し尿等前処理施設の実実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。

(7) 契約上限価格

400,680,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(8) 最低制限価格

設定 有 無

(9) 優先交渉者の選定方式

本事業の受注者の選定は、価格提案のほか、価格提案以外の要素を加えて総合的に評価し、優先交渉者を決定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

(10) 審査

参加者に対し事前審査を行い、資格要件の充足を確認した参加者より 技術提案書を受け付け、本審査を実施する。

3. プロポーザルに関する事務局等

本工事に関する事務局（提出書類等受付窓口）は、次のとおりとする。

事務局：市民福祉部生活環境課

住所：〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木 955

電話番号：0979-82-1111（内線 1157）

ファックス：0979-83-2560

電子メール：haikibutsu@city.buzen.lg.jp

ホームページ：豊前市ホームページ

[トップ](#)>[事業者の方](#)>[入札・契約](#)>[プロポーザル情報](#)

4. 参加資格要件等

参加者は、次に掲げるプロポーザルに参加することができる要件（以下、「参加資格要件等」という。）を備えなければならない。

(1) 参加者の構成

- ① 参加者は、単独の企業とする。
- ② 同一参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 参加者の参加資格要件

- ① 平成 30 年度豊前市競争入札参加資格審査申請書の資格審査を受け、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 入札参加資格者名簿に登録された福岡県内の本店または支店・営業所等が当該業種において建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有する者。
- ③ 参加者は、次の条件を満たす者であること。
 - ア. 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する直近の経営事項審査結果において清掃施設工事に係る総合評価点数が 900 点以上であること。
 - イ. 契約工期末日が平成 21 年度から平成 30 年度までの範囲内で、地方公共団体が発注した施設規模 70k1/日以上的一般廃棄物処理施設（汚泥再生処理センター）の新設に係る工事を元請けとして受注し、稼働開始に至った実績のある者。
 - ウ. 建設業法第 26 条に規定する監理技術者（建設工事の種類が清掃施設工事業）を本工事に専任配置できること。
 - エ. 福岡県内に本社、本店、支社、支店、営業所、事業所のいずれかを有すること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ⑤ 公的機関において、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を過去 1 年間（公告日より）受けていない者であること。
- ⑥ 建設業法に基づく建設工事業の特定建設業許可を受けて 5 年を経過している

者。

- ⑦ 福岡県及び豊前市より入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- ⑧ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別清算の申立てがなされていない者。
- ⑨ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立てがなされていない者。
- ⑩ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合は、更生手続きが完了している者。
- ⑪ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した場合は、再生手続きが完了している者。
- ⑫ 手形交換所による取引停止処分を受けた場合は処分を受けた日から 2 年を経過している者又は 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りとしていない者。
- ⑬ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から 5 年を経過している者。
- ⑭ 申請日現在において法人税、消費税、地方税を滞納していない者であること。
- ⑮ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア．参加者若しくは参加者の役員等（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること又は暴力団員が参加者の経営に実質的に関与していること。
 - イ．参加者又は参加者の役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用していること。
 - ウ．参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
 - エ．参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - オ．参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。
- ⑯ 本市が発注した「豊前市環境センターし尿等前処理施設整備に伴う発注支援業務委託」の受託者（中日本建設コンサルタント(株)）と資本又は人事面の関連がない者であること。
- ⑰ 豊前市し尿等前処理施設整備工事受託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）の委員が所属する者でないこと。

5. 全体スケジュール（予定）

建設工事にかかる募集公告から契約までのスケジュールは、次のとおりとする。
ただし、応募状況や選定委員会の審査進捗状況等により予定を変更する場合がある。

日程	内容
平成 30 年 9 月 26 日（水）から 平成 30 年 10 月 9 日（火）まで	審査説明書類等の公表【豊前市公告式条例（昭和 30 年条例第 2 号）による掲示及び市ホームページに掲載】
平成 30 年 9 月 27 日（木）から 平成 30 年 10 月 9 日（火）まで	プロポーザル参加表明書の受付
平成 30 年 10 月 11 日（木）	参加資格審査結果通知書発送
平成 30 年 10 月 12 日（金）から 平成 30 年 10 月 19 日（金）まで	設計図書、技術資料作成等に対する質問の受付
平成 30 年 10 月 23 日（火）	設計図書、技術資料作成等に対する質問に対する回答期限
平成 30 年 10 月 24 日（水）から 平成 30 年 11 月 12 日（月）まで	技術提案書及び見積書等の受付
平成 30 年 11 月 20 日（火）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
平成 30 年 11 月 22 日（木）	豊前市し尿等前処理施設整備工事受託事業者選定委員会での審査・優先交渉者の選定（通知）
平成 30 年 11 月下旬	契約交渉後仮契約締結
平成 30 年 12 月中旬	工事請負本契約（豊前市議会の議決後） 契約者の公表

6. 審査説明書等に関する説明会

プロポーザル実施に伴い審査説明書類等についての説明会は開催しない。

7. 現地視察

現地視察を希望する参加者は以下の期間内に申し込みを行い、現地視察（既存施設の図面等の閲覧含む）を行うことができる。

(1) 申込期間及び現地視察可能期間

平成 30 年 9 月 27 日（木）から平成 30 年 10 月 23 日（火）まで

(2) 申込方法

- ① 現地視察の申し込みは電子メールにて行うこと。
- ② 申し込みには、視察希望日の 3 日前（期間中の土曜日、日曜日、祝日

は除く)の午前9時から午後5時までの間に事務局の電子メールアドレスに以下の事項を送信し、電話にて受信を確認すること。

(電子メール記入事項)

ア. 件名: 豊前市し尿等前処理施設整備工事に関する現地視察申込

イ. 内容: 企業名

担当者名、所属部署名

連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)

視察希望日時(第1希望~第3希望)

※視察日時は、申込期間中の午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く)とする。

(3) 申込確認

申し込みは、事務局からの電子メールの返信をもって完了とする。現地視察等の際の注意事項等がある場合には本メールにて知らせる。

8. プロポーザル手続き等

(1) プロポーザル審査説明書類の取得

審査説明書類については豊前市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。

① 取得期間

平成30年9月26日(水)から平成30年10月9日(火)まで

② 取得方法

豊前市ホームページからダウンロード

(トップ>事業者の方>入札・契約>プロポーザル情報)

(2) 参加表明書等の受付

① 提出書類

参加を希望する者は、下記書類一式(以下、「参加申請書類」という。)を受付期間内に提出すること。

ア. 参加表明書【様式1】(A4判)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

イ. 資格審査申請書類【様式2、様式3、必要添付書類】(A4判)・・・・1部

ウ. 参加申請書類受領書用の封筒【送付する場合のみ】・・・・・・・・1部

定型サイズの封筒に参加者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、82円切手を添付すること。

エ. 参加資格審査結果通知用の封筒・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

前記ウ.と同様。

② 受付期間

平成30年9月27日(木)から平成30年10月9日(火)まで

③ 提出方法

- ア. 事務局まで持参又は郵送により提出すること。電子メール、ファックスによる提出は認めない。
- イ. 持参する場合は、受付期間中の午前9時から午後4時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除く）事務局にて受領する。
- ウ. 郵送する場合は、書留郵便にて、提出期限までに必着するよう送付すること。また、封筒などの表面に、「豊前市し尿等前処理施設整備工事公募型プロポーザル参加申込在中」と朱書きすること。

④受領確認

提出書類の受領確認を行い次第、事務局が参加申請書類受領書を前記、(2)①ウ. の封筒で送付する。ただし、持参の場合はその場で交付する。

⑤注意事項

- ア. 提出期限を過ぎた申請書類は受け付けない。
- イ. 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

(3) 参加資格審査結果通知

参加者が提出した参加申請書類を基に、参加者が本公募の参加資格要件を満たしていることを確認し、審査結果を以下のとおり通知する。

①審査結果通知日

平成30年10月11日（木）

②審査結果通知方法

- ア. 全参加表明者に対して参加資格審査結果通知書を郵送する。
- イ. 参加資格が認められた参加者（以下、「提出要請者」という。）の通知書には、上記通知書と併せて技術提案書類の提出依頼書を添付し送付する。

③審査結果に対する説明等

- ア. 参加資格審査の結果、技術提案書類の提出資格が認められなかった者が、資格審査に関して質問がある場合は、事務局に書面（任意様式）を提出し、説明を求めることが出来る。
- イ. 参加資格審査結果に対する説明を求める場合は、平成30年10月18日（木）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。

④注意事項

- ア. 提出期限を過ぎた後は、審査結果に対する説明等は受け付けない。
- イ. 受付時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

(4) 設計図書、技術資料作成等に対する質問の受付及び回答

設計図書、技術資料作成等に対する質疑の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、本市が必要と認めた場合に

は、質疑について直接ヒアリングを行うことがある。

①受付期間

平成 30 年 10 月 12 日（金）から平成 30 年 10 月 19 日（金）正午まで

②受付方法

ア．質疑は電子メールにて行うこと。

イ．参加者は、設計図書、技術資料作成等に関する質問書【様式 4】に記入のうえ、事務局に電子メールにて送信し、電話にて受信を確認すること。

（電子メール記入事項）

件名：豊前市し尿等前処理施設整備工事に係る質疑書

添付ファイル名：会社名）設計図書、技術資料作成等に対する質疑書

③回答方法

平成 30 年 10 月 23 日（火）午後 5 時までに提出要請者に選定された参加者全員に対し、質疑に対する回答を一斉に電子メールにて送付する。

(5)技術提案書の提出

提出要請者は、以下に従って本工事に対する提案内容を記載した提案設計図書、特定要求事項に対する提案書及び提案価格見積書（以下、「技術提案書類」という。）を提出すること。

なお、発注仕様書に示した要求事項を満たしたうえでの最新技術の導入に伴う技術提案についても受け入れる。

また、技術提案書類の提出後、提出要請者の提案内容について、プレゼンテーションを求めるとともにヒアリングを実施する。

①提出書類

参加を希望する者は、下記技術提案書類一式を受付期間内に提出すること。

詳細は表 1 の技術提案書類提出書類等を参照とする。

ア．技術提案届出書【様式 5】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部

イ．技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正 1 部、副 14 部

・提案設計図書【様式 8-1 及びその他は発注仕様書に記載のもの】

・特定要求事項に対する提案書【様式 8-2 及び様式 7-1 から 7-4】

・上記電子データ一式

ウ．提案価格見積書【様式 6、見積内訳書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部

②受付期間

平成 30 年 10 月 24 日（水）から平成 30 年 11 月 12 日（月）まで

③提出方法

ア．事務局まで持参により提出すること。郵送、電子メール、ファックスによる提出は認めない。

イ．受付期間中の午前 9 時から午後 4 時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除く）事務局にて受領する。

④注意事項

- ア. 提出期限を過ぎた申請書類等は受け付けない。
- イ. 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

表 1. 技術提案書類提出書類等

提出書類	様式等	作成要領等
技術提案書 提出届	様式 5	技術提案書提出届【様式 5】を 1 部提出すること。
技術提案書	提案設計 図書 (発注仕様 書による)	発注仕様書に基づき提案設計図書を作成し提出すること。 主な項目を以下に示す。 1) 設備概要説明書（設備概要説明、運営管理条件、維持管理費等） 2) 設計計算書（水槽容量及び機器台数、仕様決定根拠） 3) 図面類（工事工程、全体配置、フローシート、水位高低図等） 4) 仮設計画（工事手順説明、工事手順説明図） ※図面の縮尺は図面内容に適した大きさとし、図面寸法は A3 判を標準とし、できる限り統一する。
	様式 7-1 から 7-4	4 つの特定要求事項に対する提案書（様式 7-1 から 7-4）を作成すること。なお、提案書は様式 7-1 から 7-4 の合計で 6 枚以内とする。
	共通	技術提案書として提案設計図書と特定要求事項に関する提案書をそれぞれについて正本 1 部、副本 14 部を提出すること。 ・提案設計図書（A4 判（図面類は A3 判折り込み） 表紙（様式 8-1）、提案書類 ・特定要求事項に関する提案書（A4 判（A3 判折り込み） 表紙（様式 8-2）、提案書類 その他に提案設計図書等の電子データ 1 式を CD-ROM 等に収納し、提出すること。提案書の電子データは、Microsoft Word 又は Excel 形式を基本とする。加えて、提案書を通して印刷できるようにした PDF 形式データを収納すること。 ※本文は横書きとし、文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。
提案価格 見積書	様式 6	提案価格見積書【様式 6】及び発注仕様書の仕様概要表及び見積内訳書の様式の工事費内訳書を提出（封書で封印）すること。

(6)参加の辞退

提出書類を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式9】を事務局へ持参により提出すること。郵送、電子メール、ファックスによる提出は認めない。また、辞退の撤回はできないものとする。

9. 技術提案書類の審査

(1)委員会の設置

本市は、提案書の審査を適正かつ公平に行うため、「豊前市し尿等前処理施設整備工事受託事業者選定委員会」を設置している。なお、審査会は非公開とする。

(2)審査の内容

審査は、本市による参加資格審査及び委員会による提案審査により実施する。詳細については、「優先交渉者審査基準書」を参照のこと。

(3)優先交渉者の決定等

本市は、委員会による提案審査の結果を踏まえ、優先交渉者等を決定し、その結果を提案要請者に書面により通知する。

(4)プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会は、提案審査に当たって、提案内容の確認等のために、提案要請者に対してプレゼンテーションを求めるとともに選定委員会によるヒアリングを実施する。

実施概要は以下に示すとおりであり、詳細については、事前に提案要請者に通知する。

(実施概要)

①開催日

平成30年11月20日(火) 予定

②開催場所

豊前市役所庁舎内

③所要時間

1社につき40分程度(プレゼンテーション25分以内、ヒアリング15分程度を予定)

④人数及び説明者

会場への入室は予定監理技術者を含む5名以内とする。説明者については、本業務を担当の予定監理技術者を中心に行うこと。

⑤その他留意事項

・プレゼンテーション時にパソコン・プロジェクター等を使用する場合は、本

市でスクリーンについては用意するが、他の必要機器については提案要請者で用意すること。

- ・プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案設計図書及び特定要求事項に関する提案書類等を基に行うものとし、事務局より別途指示があった場合を除いて、追加提案や追加資料の配布は認めない。

※実施概要については、予定であり変更する場合がある。

(5) 結果に対する説明等

- ① 審査の結果、優先交渉者に選定されなかった者が、審査に関して質問がある場合は、事務局に書面（任意様式）を提出し、説明を求めることが出来る。
- ② 審査結果に対する説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午前9時から午後4時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。
- ③ 提出期限を過ぎた後は、審査結果に対する説明等は受け付けない。
- ④ 受付時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

10. 応募に関する留意事項

(1) 審査説明書等の承諾

参加者は、審査書類提出書の提出をもって、審査説明書類の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募から契約締結に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 契約手続き等

① 契約に係る交渉

本市は、優先交渉者を本事業に係る契約の相手方とし、契約交渉を行う。この際、本市は、提案内容を尊重しながら、一部の変更を求めることもある。

優先交渉者との契約が成立しない場合は、第二順位者に対し同様の交渉を行う。この場合においては、第二順位者を新たな優先交渉者とし、第三順位者を第二順位者とする。

選定した優先交渉者が、審査結果の通知以降から契約締結までの間に、国又は地方公共団体から指名停止を受けた場合、その者について契約を行わないことがある。

② 仮契約及び本契約の締結

交渉が成立した後、速やかに仮契約を行う。仮契約については、地方自治法（昭

和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を得た日から本契約とする。ただし、議会において否決された場合はその効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、本市に対して損害賠償を請求することはできない。

③契約金額

契約金額は、提示された見積価格以下とする。

④工事費内訳書の提出

見積に際し、見積書に記載された見積金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

⑤入札保証金

不要

⑥契約保証金

豊前市財務規則（昭和 41 年規則第 4 号）のとおり。

⑦前払い金及び中間払い

豊前市公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領に基づき契約後に受注者と協議する。

⑧年度ごとの支払限度額

平成 30 年度 160,272,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成 31 年度 契約金額から平成 30 年度の支払済額を除いた額とする。

(4) その他の留意事項

①工期の変更

工期は本市の事情により変更する場合がある。

②配置予定技術者

ア. 審査に必要な書類等に掲載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

イ. 資格審査時に配置予定の技術者が特定できない場合は、複数（3 名）までの候補者を記載することができる。この場合において、記載する全ての者が「4. 参加資格要件等」に示す技術者としての条件を有していること。

ウ. 配置技術者の変更は、原則として認めない。

③その他の遵守事項

その他の遵守事項については、地方自治法、豊前市財務規則、本市の契約及び入札心得、工事請負契約約款等による。

④提出書類の取り扱い

ア. 技術提案書類の変更等

技術提案書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。

イ. 著作権

参加者から審査説明書類に基づき提出される技術提案書類の著作権は、技

術提案書類を提出した者に帰属する。また、技術提案書類を提出した者の技術提案書類について、本市は、優先交渉者の選定に関わる審査及び公表以外に技術提案書を提出した者に無断で使用しない。なお、技術提案書類は返却しない。

ウ．特許権等

審査説明書類に基づき提出される書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った参加者が負うものとする。

⑤本市が提供する資料の取り扱い

本市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的に使用することはできない。

⑥使用言語及び単位、時刻

審査説明書類（各様式に特別に指定するものを除く）のほか、プロポーザルの実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑦その他

- ア．審査説明書類に定めるもののほか、審査にあたって必要な事項が生じた場合は、参加者に通知する。
- イ．契約を締結するまでの間に、優先交渉者が本市より指名停止を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、本市は一切の損害賠償の責任を負わない。